

市県民税等 申告相談

期間 2/17(月)～3/17(月)

会場 市民交流センター (こもろプラザ2階)

詳細はコチラ▼



問 市県民税申告相談について → 税務課 市民税係
確定申告、源泉徴収票、e-Tax について → 佐久税務署 ☎0267-67-3460
※P24 のお知らせも合わせてご覧ください。

申告が必要な方

▶市県民税の申告

令和7年1月1日現在、小諸市内に住所がある方は、基本的に市県民税の申告が必要です。ただし、次のいずれかに該当する方は、申告の必要がありません。

- 所得税の確定申告をする方
- 給与収入のみで、勤務先から「給与支払報告書」が市に提出されている方
- 公的年金収入のみで、支払先から「公的年金等支払報告書」が市に提出されている方
- 確定申告や年末調整等で家族の扶養とされている方
- 遺族年金・障害年金等の非課税所得のみの方

▶所得税の確定申告

次に該当し、所得税が発生する方は、確定申告が必要です。

- 給与収入を年末調整していない方
- 営業・農業・不動産等の所得がある方
- 年末調整した給与以外に20万円を超える所得がある方

▶佐久税務署での申告

次に該当する方は、書類審査等があるため、佐久税務署での確定申告をお願いします。

- 土地・建物や株式の売買(譲渡)があった方
- 家屋の新築・増改築・購入等で初年度の住宅借入金等特別控除を受けようとする方(バリアフリー改修、省エネ改修等を含む)
- 暗号資産(仮想通貨)、FX、J-REIT 等がある方
- 損益通算を必要とする方
- 税務署から申告案内状が郵送された方
- 消費税の申告、贈与税の申告、青色申告の方
- 過年度の申告、亡くなった方の準確定申告をする方

相談の予約は
小諸市公式 LINE が
便利です

例年、申告会場は大変な混雑となりますが、当日受付に並ぶことなく、待ち時間の少ない便利な LINE 予約をぜひご利用ください。

▶期 間

R7/1/10(金)～希望する
相談日の4日前まで
(受付は3/13(木)まで)

▶方 法

小諸市公式 LINE の
メニューから予約申込み
(友だち登録が必要です)

登録は
こちらから→



市公式 LINE 画面イメージ



予約はコチラから

事前に準備すること

- 営業・農業・不動産所得がある方は、収支内訳書をあらかじめ作成してください。
 - 医療費控除を受ける方は、医療費控除の明細書をあらかじめ作成してください。
- 例年、集計を行わず領収書等だけお持ちになって相談会場にお越しになる方が多くいらっしゃいますが、そのような場合、収支内訳書や明細書を作成されるまで申告相談をお受けできませんので、必ず事前に作成のうえお越しください。

申告を忘れると…

所得額や税額は国・県・市の様々な制度を利用する際の基準となるため、申告を忘れると国民健康保険や後期高齢者医療保険、介護保険、国民年金保険、保育料、市営住宅使用料等に影響を及ぼすことがあります。

申告相談会の詳しい日程は、広報こもろ2月号に掲載します。

24時間365日申告可能なオンライン申請(e-Tax)をご利用ください

申告会場における混雑緩和のため、メンテナンス期間を除きいつでもどこでもお手持ちのスマートフォン等で申告可能な e-Tax の積極的なご利用をお願いします。



◀ e-Tax ホームページ